

都市問題等調査特別委員会
委員会資料

福岡空港滑走路増設事業における土壌汚染について

令和4年1月17日

福岡市
港湾空港局

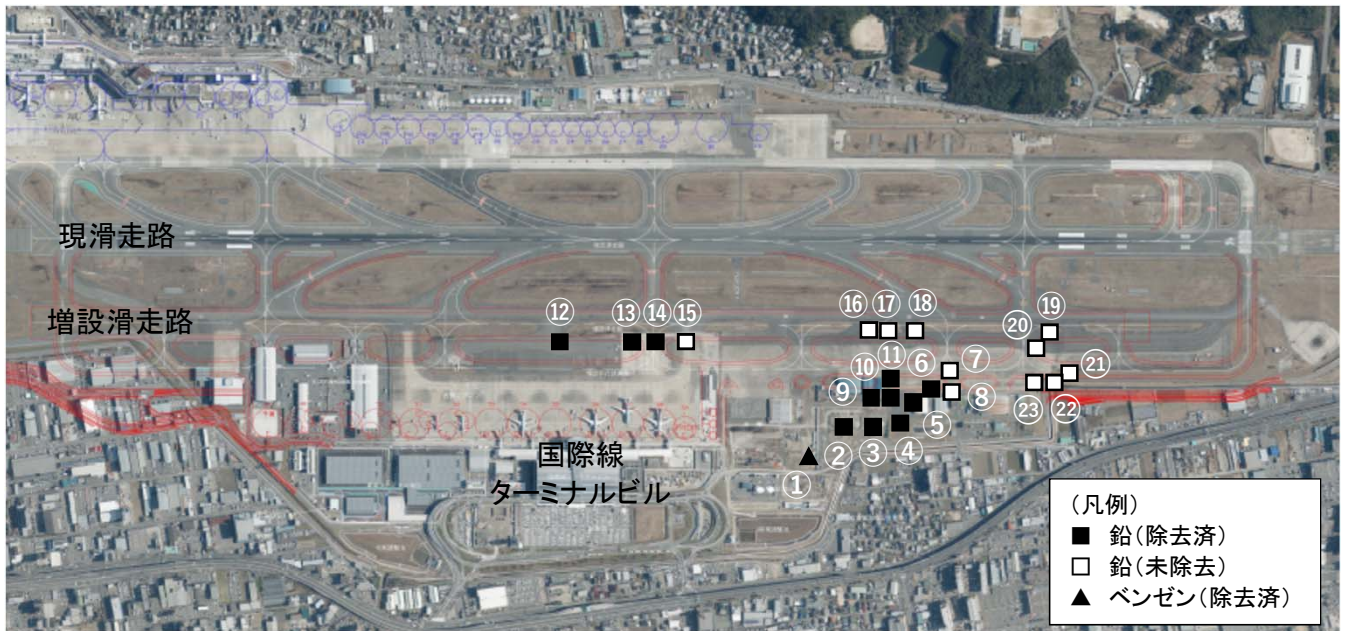
福岡空港滑走路増設事業における土壤汚染について

国が進めている滑走路増設事業において、土壤汚染対策法に基づく土壤調査が実施されている。

令和2年度までに868地点が調査され、その結果、23地点において基準値を超過した特定有害物質（ベンゼンや鉛及びその化合物）が検出された。

基準値を超過した地点において地下水汚染は確認されておらず、また、汚染物質については、土壤汚染対策法に基づき、飛散防止の措置を講じながら除去工事が進められている。

■基準値を超過した特定有害物質が検出された地点（令和2年度までの調査判明分）



■調査結果と対策の状況

【令和元年度までの調査】

汚染箇所	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
特定有害物質の種類	ベンゼン		鉛及びその化合物												
基準値超過の値 (基準値:0.01mg/L)	0.23	0.011	0.011	0.016	0.031	0.028	0.027	0.013	0.021	0.011	0.016	0.02	0.014	0.015	0.011
汚染対策状況	済	済	済	済	済	済	未	未	済	済	済	済	済	済	未

【令和2年度調査】

汚染箇所	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓
特定有害物質の種類	鉛及びその化合物							
基準値超過の値 (基準値:0.01mg/L)	0.011	0.011	0.016	0.014	0.015	0.013	0.015	0.027
汚染対策状況	未	未	未	未	未	未	未	未

※①～⑪は防衛省施工分、⑫～⑳は国土交通省施工分

※汚染箇所は全て10m×10mの区域

※未実施については、令和3年度以降対策予定

国においては、土壤汚染が判明した土地は空港内の限られた土地であり、地下水汚染は確認されていないことから周辺地域への影響はないものと考えているとの見解が示されている。

また、環境局においても、これに加え、土壤汚染対策法に基づき汚染物質は適切に掘削除去等がなされていること並びに空港周辺地下水調査の結果においても燃料油に由来する地下水汚染は確認されていないことから、周辺への健康被害のおそれは無いとの見解が示されている。